

津山中央訪問看護ステーション

介護予防訪問看護・訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する介護予防訪問看護若しくは訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	一般財団法人 津山慈風会
所在地	津山市川崎1756
法人種別	一般財団法人
代表者名	藤木 茂篤
電話番号	0868-21-8111

2. ご利用事業所

事業所名称	津山中央訪問看護ステーション
指定番号	3360390045
所在地	津山市元魚町12
電話番号	0868-31-3122

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) 津山中央訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

4. ご利用事業所の職員体制

管理者	(看護師・常勤)	1名
看護師	(常勤・非常勤含む)	4名
事務員		1名

5. 営業時間

営業日	通常 月～土曜日 国民の祝日・12月31日・1月2日・1月3日を除きます。
営業時間	平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～13:00

6. 営業地域

通常の営業地域	津山市(旧阿波村を除く)・美咲町(旧旭町を除く)・鏡野町(旧上斎原村、富村を除く)
---------	---

7. 訪問看護の内容

訪問看護の内容は次のとおりです。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア、認知症患者の世話
- (5) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (6) カテーテル等の交換・管理
- (7) その他医師の指示による医療処置
- (8) 福祉・その他コメディカルとの連携

8. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、津山中央訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供にする上で別途必要になった費用を支払います。

9. 緊急時事故発生時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

10. 守秘義務

(1) 事業所の従事者は、正当な理由がない限り、業務上利用者に対する居宅サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密は漏らしません。契約終了後も同様とします。

(2) 事業所の従事者は在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密は退職後においても漏らすことが無い様必要な措置を講じます。

(3) 事業所の従事者は、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ書面による利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者または利用者の家族の個人情報は用いません。

11. 衛生管理

事業所において感染症が発生し、まん延しないように次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所において、従業者に対し感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

12. 業務継続計画の策定

(1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 非常災害対策

- (1) 災害の状況により、できる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
- (2) 実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話しあっておいて下さい。
- (3) 災害のための緊急依頼は対応できません。

1 4. 虐待の防止

事業所は、利用者の虐待の発生・防止のために以下の措置を講じます。また、訪問看護を提供中に利用者に係る者（職員や利用者家族等）による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は速やかにこれを市町村及び関係機関に通報するものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための職員に対する定期的な研修を行います。

1 5. その他

事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

緊急連絡先

家族の連絡先 氏名 電話番号

非常災害時のキーパーソン氏名 電話番号

主治医 氏名 電話番号

災害避難場所 _____

16. 苦情申立窓口

津山中央訪問看護ステーション 管理者 竹内 美里	所在地 津山市元魚町12 電話 0868-31-3122 受付時間 月～金 8:30～17:30
津山市高齢介護課	所在地 津山市山北520 電話 0868-32-2070 受付時間 月～金 8:30～17:15
美咲町保健福祉課	所在地 久米郡美咲町原田1735 電話 0868-66-1115 受付時間 月～金 8:30～17:15
鏡野町保健福祉課	所在地 苫田郡鏡野町竹田660 電話 0868-54-2986 受付時間 月～金 8:30～17:15
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市桑田町17番5号 電話 086-223-8811 受付時間 月～金 8:30～17:00

令和 年 月 日

介護予防訪問看護、若しくは訪問看護の提供を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

津山市川崎1756

一般財団法人 津山慈風会

事業所

津山市元魚町12

津山中央訪問看護ステーション

説明者

氏名 _____

私は、本書面により、事業者から介護予防訪問看護、若しくは訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け、その内容に同意しサービスの利用を申し込みます。

なお、個人情報取扱指針に基づき利用者・家族の個人情報を利用する事に同意します。

また、緊急・災害時において生命・身体の保護のため、利用者の安否情報を行政に提供される事に同意します。

令和 年 月 日

ご利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()

ご家族

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()